

平成23年2月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成23年2月18日（金） 午前9時30分

2 出席委員

森 武 洋	委員長
三 塚 勉	委員
三 浦 溥太郎	委員
永 妻 和 子	委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	原 田 惠 次
管理部総務課長	秋 本 丈 仁
管理部教育政策担当課長	大 川 佳 久
管理部教職員課長	高 橋 淳 一
管理部学校管理課長	藤 田 裕 行
生涯学習部長	外 川 昌 宏
生涯学習部生涯学習課長	平 澤 和 宏
生涯学習部学校教育課長	中 山 俊 史
生涯学習部学校保健課長	飯 島 幸 夫
生涯学習部スポーツ課長	伊 藤 学
教育研究所長	阿 部 優 子
教育情報担当課長	野 間 俊 行
中央図書館長	根 本 博 行
博物館運営課長	横 山 治 久

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。
  
- 議案第7号は、今後市長が議会に提出する案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
  
- 教育長報告  
    前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは、平成23年1月29日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに、会議等への出席についてです。

2月1日に、三浦半島地区教育長協議会に出席して参りました。中学校給食への取り組み、教育委員会委員報酬の日額制導入の検討、校庭の芝生化の3点について情報交換を行いました。

中学校給食については、三浦市は実施しております。逗子市は平成25年度実施予定、葉山町は検討中とのことでありましたが、学校規模の違いもあり、本市としては参考程度と聞かせていただきました。

教育委員会委員報酬の日額制導入については、葉山町で実施に向けて動き出しているとのことでしたが、全国的にほとんど例のないことであり、また同規模の都市と比較しても決して突出していないことから、本市を含め逗子、三浦市とも日額制導入への考えがないとのご意見でした。

続きまして、展覧会の開催についてです。

2月11日から横須賀美術館で、「横須賀・三浦半島ゆかりの作家たち I 原口典之 若江漢字」展が開催されています。

開催前日の2月10日に、内覧会とオープングレセプションを開催し、市長も列席して祝辞を述べ、原口氏、若江氏の両氏をはじめ、作家や関係者など160名を超える方にご出席いただきました。作家のお二人にはごあいさつで、作品制作の意図や地元で美術館があることの意義などをお話いただきました。

横須賀市在住で、世界で活躍されているお二人にとって、地元での回顧展の開催は、地域の文化を見つめる機会にもなり、とても意義深いものと思います。4月10日までの開催ですので、ぜひ多くの方にご覧いただきたいと思います。

私からの報告は以上でございます。

- 日程第1 議案第4号 『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』  
日程第2 議案第5号 『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等中改正について』

委員長 議題とすることを宣言  
併せて、報告事項（1）『教育委員会事務局等事務分掌規則等中改正に伴う教育長の臨時代理による事務の承認について』を聴取することを宣言

（総務課長）

それでは、議案第4号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』及び議案第5号『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等中改正について』並びに報告事項（1）『教育委員会事務局等事務分掌規則等中改正に伴う教育長の臨時代理による事務の承認について』、説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、平成23年4月1日付で施行予定の教育委員会事務局及び教育機関における組織改正の概要について説明させていただきます。

部については、管理部を教育総務部に名称変更し、生涯学習部を廃止し、学校教育部を新設します。課については、生涯学習部学校教育課を廃止し、学校教育部教育指導課、支援教育課を新設します。学校教育部学校保健課、スポーツ課を生涯学習部から移管し、生涯学習課を教育総務部へ移管します。また、学校を除く教育機関のうち、教育研究所以外の教育機関にかかる事務の命令系統が教育総務部長の指揮監督下となります。

それでは、議案の内容を説明させていただきます。

初めに、議案第4号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』ですが、本議案は、先ほど申し上げました組織改正及び各課の事務分掌の表記の改正に伴い、所要の条文整備を行うものです。

改正の内容について説明させていただきます。恐れ入りますが、議案第4号の9ページをお開きください。

改正点は大きく3点です。1点目といたしまして、組織改正に伴う名称の変更等についてです。組織改正に伴い、規則中の部課及び部課長の名称を改めます。

1枚おめくりいただきまして10ページをご覧ください。生涯学習課が教育総務部に移管されることにより、規定位置を教育総務部の部に改めます。

17ページをお開きください。教育機関について列挙している規定順序を改め、学校教育部長の指揮監督下となる教育研究所の部を最後にします。

続きまして、2点目といたしまして、組織改正に伴う各課等の事務分掌の変更等についてです。

お戻りいただきまして、14 ページ、15 ページをお開きください。教育指導課、支援教育課の事務分掌について、現行の学校教育課の事務分掌と同内容のものについてはそのまま両課に引き継ぐかたちで規定するとともに、学校教育課の第12号については、支援教育課の第1号として、より支援教育の中核を担う表記に改めて規定します。

また、新たなものといたしましては、学校教育部の筆頭課となる教育指導課に、第13号、第14号として部内の調整にかかる規定を追加します。なお、同様の規定は現行の生涯学習部筆頭課である生涯学習課からは削除しています。支援教育課には第4号から第6号を追加します。

続きまして、3点目といたしまして、その他、各課等の事務分掌について表記を改正します。

恐れ入りますが、お戻りいただきまして、10 ページをご覧ください。総務課の事務分掌について、「教育政策の方針に関すること。」を追加します。

14 ページをお開きください。まず、教育指導課の事務分掌について、第1号に支援教育課所管となる特別支援の教育課程を除く旨を追加し、改正前の学校教育課の部第16号で規定しておりました「教員の研修に関すること。」は、教育研究所所管となりますので削除します。さらに、第5号ではスポーツ課所管分を除く旨を追加します。第3号では、人権教育について学校関係に特化する旨を追加します。これは、11 ページに記載の生涯学習課の部第6号との区別を明確にするものです。なお、生涯学習課の人権関係の事務分掌の表記も、これに併せてより具体的な表記に改正しますので、後ほど13 ページと併せてご覧ください。

15 ページをご覧ください。学校保健課の事務分掌について、第3号をより正確な表記に改正します。

1枚おめくりいただきまして、16 ページをご覧ください。スポーツ課の事務分掌について、横須賀市教育振興基本計画（スポーツ振興基本計画）の策定等に伴い、スポーツ課の事務分掌について計画に即した表記に改正するとともに、学校教育部の新設に併せて、学校体育関係を前半に位置付けるよう改正します。また、第6号について、先ほど申し上げました学校保健課と同様の表記に統一させていただきます。

18 ページをお開きください。中央図書館の事務分掌について、第4号「視聴覚室資料」を「視聴覚資料」に改正します。

事務分掌規則の改正内容は以上です。恐れ入りますが4ページにお戻りください。中ほどにあります附則についてですが、第1項としまして、施行日は、組織改正の施行日と併せて、平成23年4月1日と規定します。

さらに、本規則の改正に伴い、その他の各種教育委員会規則における部課及び所属長の名称、教育機関の規定順序にかかる改正について、第2項から第10項で規定します。順に読み上げさせていただきますと、

第2項で『教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則』

第3項で『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則』

第4項で『教育委員会の所管に係る横須賀市市民パブリック・コメント手続条例施行規則』

第5項で『教育委員会の所管に係る公文書管理規則』

第6項で『横須賀市教育委員会公印規則』

第7項で『教育委員会職員の勤務時間に関する規則』

第8項で『横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則』

第9項で『横須賀市立高等学校の教育職員の勤務成績の評定に関する規則』

第10項で『横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則』の改正を規定します。

議案第4号については以上です。

続きまして、議案第5号『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等中改正について』、説明させていただきます。

議案の1ページをお開きください。さきほど申しあげました平成23年4月1日付け施行予定の組織改正及び議案第4号の『教育委員会事務局等事務分掌規則』の改正に伴い、これにかかる各種教育委員会訓令を改正するものです。

初めに、第1条の『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について』ですが、恐れ入りますが8ページをお開きください。

こちら、議案第4号における組織改正に伴う改正内容と同様に、部や課等の各種名称を改正します。また、教育指導課、支援教育課の名称、生涯学習課、教育研究所の規定位置について改正します。さらに、議案第4号の『教育委員会事務局等事務分掌規則』の改正に伴い、改正部分にかかる所掌事項を追加等します。

第1号の総務課の部では、「教育政策の方針に関すること」にかかる表記を追加し、それに伴い、改正前の「ア」の表記を改めます。

10ページ、11ページをお開きください。議案第4号の説明で申しあげました筆頭課の変更に伴い、10ページの生涯学習課の「ウ」の規定を削除し、11ページに記載の教育指導課の「イ」に同様の規定を追加します。

恐れ入りますが8ページをご覧ください。

その他の改正といたしまして、第2号の教職員課の所掌事項について、管理者研修は教育研究所の所管であることから文言を削除し、労務職の研修について表記を追加します。

『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について』の改正内容は、以上です。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。次に、第2条『教育委員会専決規程』以下、第7条まで、教育委員会の各種訓令について、組織改正に伴う名称、規定位置等の改正をします。順に読み上げさせていただきますと、

第2条で『教育委員会専決規程』

第3条で『教育委員会の所管に係る公文書管理規程』

第4条で『市立学校公文書管理規程』

第5条で『学校用務員の勤務時間及び職務に関する規程』

第6条で『横須賀市立学校県費負担教職員服務規程』

第7条で『学齢児童生徒の就学に関する取扱規程』を改正します。

5ページをお開きください。施行日についてですが、組織改正及び議案第4号の施行日と併せて、平成23年4月1日とすることを附則で規定します。

議案第5号については以上です。

続きまして、報告事項(1)『教育委員会事務局等事務分掌規則等中改正に伴う教育長の臨時代理による事務の承認について』、説明させていただきます。

恐れ入りますが資料の1ページをご覧ください。

さきほどご説明いたしました、議案第4号の『教育委員会事務局等事務分掌規則』のほか、『教育長に委任する事務等に関する規則』において、「横須賀市中心身障害児教育対策委員会」にかかる規定があります。

当該委員会の設置等については、『心身障害児教育対策委員会条例』に規定していますが、現在会期中の市議会第1回定例会に、「横須賀市支援教育推進委員会条例制定議案」を上程し、同議案で『心身障害児教育対策委員会条例』の廃止を規定しています。

規則改正については、条例が市議会で可決された後に、条例の施行と同じく、平成23年4月1日付での施行とするため、『教育長に委任する事務等に関する規則』第3条の規定に基づき、教育長の臨時代理による規則改正を行うことをご報告させていただきます。臨時代理については、教育委員会4月定例会でご承認をいただきたいと思います。

改正内容について説明させていただきます。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。『教育委員会事務局等事務分掌規則』第22条で、附属機関について規定しています。このうち、第2号の条例設置の附属機関について、現行の「横須賀市中心身障害児教育対策委員会」にかかる規定を「横須賀市支援教育推進委員会」にかかる規定として改正します。

3ページをご覧ください。『教育長に委任する事務等に関する規則』第2条第14号の「心身障害児教育対策委員会専門委員会」にかかる規定を「横須賀市支援教育推進委員会部会」にかかる規定として改正します。

改正内容については以上です。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。施行日についてですが、「公布の日から施行する」とし、市議会で可決された場合には、平成23年4月1日から施行する予定です。

以上で、議案第4号及び議案第5号並びに報告事項(1)について、説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(三塚委員)

組織改正で、学校教育課と教育研究所の事務分掌の入れ替えがあったと思います。議案第4号の21ページと議案第5号の18ページに教育研究所が記載されていますが、研究員会による調査研究については、教育振興基本計画では教育政策担当の方で中心にやるということでしたが、これがここに残っているということは非常に良いと思うのですが、実際に来年度動き出す時に調査研究的なものはどのようにされるのかということをお訊きしたいのですが。

(生涯学習部長)

仰っていることは、教育研究所は研修が中心になるのだけれども、調査研究が教育研究所に残っていて、教育政策担当にもあってその整合性という中でのご質問だと思いますが、調査研究も様々あるわけですし、将来的な教育委員会の政策にかかるようなところは教育政策担当で、教科、児童生徒指導等にかかるもう少し細かい調査研究については、教育研究所や教育指導課との関わりの中で、教育研究所の研究の部分を一緒にやっていけるようにするため、全てを教育政策担当には移せないということで教育研究所にも残っているということです。同じ調査研究でも担う部分が若干異なっているということです。

(三塚委員)

教育研究所の事務分掌上は動かさないというところで、大変有難いのですが、議案第5号の18ページに記載されている「研究員会等研究調査活動実施」とありますが、これについては、今言われたような解釈でよろしいということでしょうか。

(生涯学習部長)

そのとおりです。

(三塚委員)

課題によってはその研究員会が教育研究所に戻るという可能性があるということでしょうか、それとも全くないのでしょうか。

(生涯学習部長)

課題によっては、という課題が、今考えているところが違ってしまうとお答えとしてずれてくるので、私どもの方で考えている課題というのは、ある意味、これからの教育についてどのように考えていけばよいのか、ということです。1つの例で言えば小中一貫ということのを来年度から大きく出していく時の様々な課題というのが教育政策担当で直結していった方が良いだろうと。もう少し小さい個別の課題については教育研究所の方で担う部分があるでしょうが、そういう意味で、課題によっては戻るか戻らないかと言われてしまうと難しい部分があるのですが、臨機応変に様々考えていくことはあるだろうなどは思います。

(森武委員長)

議案第4号の15ページで、今の学校教育課の事務を教育指導課と支援教育課に分けられるということですが、支援教育課の役割について伺いたいのですが、支援教育課と聞くと、特別支援を中心とする支援教育が全面的に見えるのですが、中を見ますと、15ページの支援教育課の(3)を見ますと、転入学の手続き等もちちらにあるようですが、このあたりはどのように解釈すればよろしいのでしょうか。

(学校教育課長)

支援教育につきましては、特別支援教育の部分も含めて幼児児童生徒指導或いはそれ以外の就学援助も含めた支援ということがございます。学事的な部分と就学に関わっては障害のあるお子さんの就学については大きな検討要素となってくるということで入れさせていただいております。

(森武委員長)

そうしますと、保護者が色々と接する時の窓口は支援教育課になっていて、教育指導課はむしろ学校の先生や、学校とのやり取りをするような分担になっているという理解でよろしいのでしょうか。

(学校教育課長)

必ずしも教育指導課は学校の教育だけではないと思いますが、分けとしては、保護者に直接来ていただいて対応する割合としては支援教育課が非常に多くなると思います。



(森武委員長)

議案第4号の19ページ、20ページあたりで、教育機関のところ、図書館ですと図書館のところに館長という記載があるのですが、自然・人文博物館と美術館だけは、館長がおられると思うのですが館長の記載がなくて運営課を置くとなっているのですが、このあたりで、館長と運営課の課長の役割分担というのはどのようになっているのでしょうか。

(管理部長)

ここでいう図書館長は役所でいう課相当にあたりますので、課長がそこにいるという表記になっています。博物館につきましても、館長がいた時代もありますが、今回、博物館運営課の課長はそこを統括して、館長事務取扱で教育総務部長が行う予定であります。そういった関係でこのような表記にさせていただいております。

(森武委員長)

今、恐らく非常勤の方でそれぞれ館長がおられると思うのですが、そこは組織上、名称は館長ですが名誉館長的なもので、運営上はそれぞれの運営課の課長の下に行われるという理解でよろしいのでしょうか。

(管理部長)

そうです。平成23年度については、予算上は非常勤の館長を立てる予定ですが美術館の館長についてはここでお辞めになるということで今のところは予算上の待遇ができていないので、現実に合わせているというようなかたちです。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第4号及び議案第5号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

### 日程第3 議案第6号 『横須賀市教育振興基本計画の策定について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育政策担当課長)

それでは、議案第6号「横須賀市教育振興基本計画の策定について」、説明させていただきます。

横須賀市教育振興基本計画は、本市における教育の振興を図るための施策に

関する基本的な計画で、平成 23 年度から平成 33 年度までを計画期間とするものです。計画の内容及び検討状況につきましては、教育委員会定例会でご報告させていただいており、直近に開催されました 1 月の定例会において、パブリック・コメント用の案とパブリック・コメント手続の途中経過まで、既にご報告させていただいておりますので、今回は、1 月の定例会以降に、パブリック・コメント手続で提出された市民意見と、その意見に基づき、修正を行った箇所を中心に説明させていただきます。

恐れ入りますが、参考資料としてお配りしております「横須賀市教育振興基本計画（案）についてのパブリック・コメント手続の結果」の 1 ページをお開きください。

1 月 26 日に開催された教育委員会定例会の際には、その時点で提出されていた 1 名・1 件のご意見についてご報告させていただきましたが、その後、1 月 31 日までの間に、7 名 28 件のご意見が提出され、最終的には、(2)に記載のとおり、意見提出者数が 8 名、意見数は 29 件となりました。2 ページ以降には、いただいたご意見の概要と市の考え方について記載をしております。

いただいた 29 件のご意見のうち、ご意見を参考に教育振興基本計画（案）を修正した 4 件につきましては、左端のナンバーの欄に網掛けを施してあります。他の 25 件のご意見につきましては、ご意見やご質問への回答とさせていただいているものや、今後の取り組みの参考とさせていただく内容となっています。

それでは、網掛け部分の説明をさせていただきますが、計画書の該当ページと合わせて説明させていただきますので、計画書もお手元にご準備をお願いいたします。

まず、資料 3 ページのナンバー 6 のご意見についてでございます。計画書では 27 ページになります。ご意見の概要としましては、小中一貫教育構築事業に関して、「学校が編成するカリキュラムの基となる指導資料」についてのご質問と、施設一体型の小中一貫校を建てるわけではないということを明記すべきという内容ございました。

それに対する対応としましては、「学校が編成するカリキュラムの基となる指導資料」については、学習指導要領に基づき、義務教育 9 年間を見通した子どもの学びの系統性・連続性を図るためのものであることを説明するとともに、小中一貫教育について誤解が生じないように、計画書の 27 ページに記載の「小中一貫教育構築事業」の下に、本市の考えている小中一貫教育についての説明文を追加いたしました。

次に、資料 4 ページ、ナンバー 7 のご意見についてですが、同じく計画 27 ページの「小中一貫教育構築事業」の行動計画、「小中一貫教育策定検討委員会」が、パブリック・コメント案では 23 年度設置となっているが、24・25 年度の行

動計画がないことについてご質問をいただきました。

実際の内容としましては、小中一貫教育研究委託校の取り組みと並行して継続的に研究を進めるため、行動計画を「小中一貫教育に係る研究」に改め、23年度から25年度まで継続して実施するように計画書の表記を修正いたしました。

次に資料を1枚おめくりいただいて、6ページ、ナンバー16のご意見でございます。計画書では42ページになります。「学校空調設備整備事業」につきましては、平成23年度1年間での実施を目指していくということになりましたので、そのように記載を修正いたしました。これにつきましては、ご意見をいただく前から修正を検討しておりましたので、直接ご意見を受けての修正ではなかったため、網掛けは施しておりません。

次に、資料を1枚おめくりいただいて、7ページのナンバー20のご意見でございます。計画書では、45ページになります。上から3つ目の目標指標について、研修受講者に対する評価を行うのではなく、教育委員会が研修について自己評価すれば良いのではないかというご意見をいただきました。

これにつきましては、研修受講者に対してではなく、研修受講者が研修について評価するものですが、ご意見のように、研修受講者が評価をされるというような誤解が生ずる可能性を考慮し、指標名を「経験年数に応じた研修の受講者による総合的な研修評価」と表現を修正するとともに、概要にも「研修の受講者による」という文言を追加いたしました。

資料を1枚おめくりいただいて、9ページのナンバー28のご意見についてでございます。計画書では91ページになります。関連事業「各種スポーツ団体支援の推進」の概要について、自立化のための支援ではなく、純粋に団体及びその活動のための支援という内容の表現の方が相応しいのではないかというご意見をいただきましたので、ご意見を踏まえ、「各種スポーツ団体の育成、また選手育成と競技力向上のため、各種スポーツ団体を支援し、本市体育・スポーツの振興を図ります。」に表現を修正いたしました。

以上で、「横須賀市教育振興基本計画（案）についてのパブリック・コメント手続の結果」とそれに伴う修正についての説明を終わります。これらの修正を施したものを本日「横須賀市教育振興基本計画」として提出させていただいております。なお、計画の表紙につきましては、「横須賀市基本計画」、「横須賀市環境基本計画」「水道事業・下水道事業マスタープラン」など、同時に開始となる他の計画と表記を合わせ、横須賀市教育振興基本計画の下に、「2011～2021」という計画期間を表記することとしました。

併せて、今後の計画関係のスケジュールについて、口頭でご説明させていただきます。この後、本議案についてご審議いただいた結果、ご議決をいただきましたら、3月の市議会で報告を行い、その後ホームページなどで公開して、

周知を図るとともに、本年度中に計画書の体裁を整え、委員の皆様、各学校など関係機関に配布したいと考えております。

また、来年度には、教職員や保護者の方などを対象に、計画内容周知用のリーフレットをなるべく早期に作成いたしまして、配布を予定しております。計画書の冊子やリーフレットにつきましては、完成次第、委員の皆様に送付させていただきます。

なお、本日参考資料としてご説明させていただきました、「横須賀市教育振興基本計画（案）についてのパブリック・コメント手続の結果」につきましては、計画決定後、ホームページ、教育委員会総務課、市政情報コーナー、各行政センター等で公表する予定としております。

以上で、議案第6号「横須賀市教育振興基本計画の策定について」の説明を終わります。ご審議よろしくお願い申し上げます。

（三塚委員）

パブリック・コメントから3点お訊きしたいのですが、1点目は、ナンバー4について、この結果を公表するというのであれば、総合高校の名称の表記を統一した方がよろしいかと思えます。2点目はナンバー6に関してなのですが、小中一貫教育についての説明を加えたというのは大変良かったと思えます。もし、ここで説明できないということで具体的な部分が他にもあるかと思うのですが、そちらについてはまた総務課の方でお訊きしたいと思います。3点目はナンバー7のところで、「小中一貫教育に係る研究」に改めましたということですが、どのような研究をされるのか、またどこが進めていくのかということをお訊きしたいのですが。

（教育政策担当課長）

ナンバー4につきましてはご指摘ありがとうございます。表記を整えたいと思えます。ナンバー7については、現時点では事務局内の研究組織ということで内部的な研究をしたいと思っています。予算がつきましたら研究委託校を設置させていただきまして、そちらの方で実践的に研究していただきますので、それらの研究を踏まえて事務局内部でも並行して小中一貫教育の効果や課題について研究を進めてまいりたいと考えております。

（三塚委員）

小中一貫教育については子どもの学力を保障していくという点で核になるのが非常に期待しているのですが、できれば全市的な取り組みに発展させて欲しいと思うのですね。委託校だけでなく全市的に一斉にやっていくという姿勢が

必要かと思えます。学校の先生方の状況を見ますと、本当にやるのか、一体何をやったらいいのか、という非常に不安を持っている部分があるので、全校にガイドライン的なものを示す必要があるかなと感じる部分があります。特に先生方にアピールするとか、そうしないと先生方の意識を変えて全市的に取り組んでいくという姿勢がなかなか作り出せないと思うのですが、ガイドライン的なものを示すことについてはどうなのか訊きたいのですが。

(教育政策担当課長)

計画の中では当面3カ年は研究ということで構築を目指して進めていきますが、その先は教育委員会としては様々な効果があると思っていますので進めていきたいのですが、まずはしっかり研究をしていきたいと考えています。その中で各校への取り組みの内容の周知と言いますか、例えば来年度ですと管理職の方を集めて或いは講師の方を招いて詳しい説明をさせていただく機会を設けたいと思っていますし、ガイドラインというところまでは踏み込んだ検討はしておりませんが、そういった周知、教育委員会だよりで教職員の方々にお知らせをして共通の認識を持つようなかたちで進めていきたいと考えております。

(三塚委員)

研究委託校が3年間研究をしている間に、他の学校も独自で小中連携についてやれることはたくさんあると思うのですね。そういう下地を示してあげないと動けないのではないかなと思うのです。研究校だけに頼って成果や課題を拾うというのも非常に大事だと思うのですが、それと併せて全市的に進めていく姿勢も必要かなと思うのです。例えば、どういう疑問があるかと言いますと、岩戸小・中というのは従来ですと一小一中で、小中一貫教育で中学校が核になるねらいがあると思うのですが、岩戸小・中の場合は一小一中でよかったものが学区の自由化で大矢部小の子どもの半数以上は岩戸小へ行ってしまうのですね。そうしますと岩戸中として抱える課題は、岩戸小1校ではなくて岩戸小と大矢部小の2校になる。大矢部小は子どもが半数になってしまっていて、従来は大矢部中と一小一中でよかったものが、岩戸中とも関わりを持たなければいけなくなる。中学校区で小中一貫教育をやろうとする時に、どういう風に学校の方が判断するのか、小中の連携というより小小の連携というものが非常に効果が上がってくると思うのです。ガイドラインのない中で、学校で決めなさいと言ってもなかなか決められないと思うので、委員会の方でどのように対応を進めていくのか明らかにして欲しいと思います。

(生涯学習部長)

委員が仰ったことはとても大切なことだと考えています。横須賀市の現状という中では、学区の割れが非常に様々であって、そういうことも含めて今回の研究委託というのは一小一中のところ、2つに割れているところ、色々なパターンを見て、どのようにしていくのか、またやり方も教科連携型という先生を入れながらやる小中一貫教育と、そうでない一貫教育と、色々なパターンを研究しながら進めていこうと考えています。また、横須賀市は小中一貫以前の小中連携という中では、学校での下地はできていると私は判断をしています。小中連携の一つのやり方の中では、小・中学校それぞれの先生方が互いによく知らないという中で、そこを知っていこうということで、随分と連携がされていて研究もされていて、そして発表もしてきた経緯があります。そういう中で、小中一貫のガイドラインがどのようなものを想定しているか色々あるとは思いますが、少なくとも指導資料は作成していこうとしているので、そうすると全ての学校の中で色々なパターンがあったとしても、「こういう時にこういうものを教えていくので中学校ではこれを土台にこういうことをやっっていこう」ということは指導資料の中で読み取れていくわけで、しっかりと学校にお示しをしながら、それを使って指導していただきたいと。これは全ての学校でできますし、教育政策担当課長が言ったような研修等も全ての学校に行っていきます。それから、今こういうことをやっている、ということ、を、どんどん学校に発信することも可能ですから、できるところを状況に応じて、小中一貫の在り方、やり方について認識を深めていただきながらより良い方向に進めていきたいと思えます。今ここでこういうことが、と全てを申し上げることはできませんが、できることはたくさんあるだろうと思えますので、できることをできる学校の中で進めていただきたい、そのサポートを教育委員会はやっていけると考えています。

(三塚委員)

先ほどのナンバー7のところ、小中一貫の研究を事務局内で進めていくというお話があったのですが、全市的に小中一貫教育を進めていくということであれば、キャリア教育を推進するという中で横須賀市は大きな成果を挙げていると思うのですね。それを踏まえて、小中一貫教育を推進する協議会みたいなものがあって、やはり事務局内だけではなくて、現場の先生や関係機関が入ってその取り組みを精査するということがあって、私は全市揃って同じベクトルで進むことができると思うのです。部長が言われるように小中連携に取り組んできた時にも学校任せの部分があって、やれるところとやれないところが状況としてあったと思うのです。そういうところを、できるだけ底辺を揃えて全て

の学校がそういう方向を向いていくという中では外部的な人が入った組織も必要かと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

(生涯学習部長)

まずは研究をしてという中で土台をしっかり固めていって、必要に応じて協議会のようなところでさらに推進をするようになろうかと思っておりますので、まずはここに記載しているように研究というところで基礎固めをしていきたいという思いであります。

(森武委員長)

小中一貫教育のモデル校を作る際には小・中学校が近くでないと思われないかと思うのですが、こちらに書かれているように、同じ建物を造るですとかこの学校とこの学校がくっついたから小中一貫ですというようなものではない教育を目指されているということですので、そのとおりになるように、どことどこの小学校が一貫教育されなくて、横須賀市全体の小・中学校で一貫的な教育、学校選択制で他所の中学校へ行っても利用できるようなものに築き上げていただくようお願いいたします。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第6号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

#### 日程第5 議案第8号 『横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(学校教育課長)

議案第8号「横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について」、説明させていただきます。

この改正は平成23年4月1日付施行予定の組織改正に伴う条文の整備、小学校学習指導要領の改訂に伴う小学校の教育課程編成報告書及び小学校児童出席簿の様式の改正並びにその他所要の条文整備をするために、規則の改正をするものです。

4ページをご覧ください。第20条及び第21条につきましては、組織改正に伴い、文中の「管理部長」を「教育総務部長」に改めるものです。

次に5ページをご覧ください。第5号様式についてですが、まず「区分」「合計」という文言を実際の学校の取扱いに合わせた変更をします。また、新学習指導要領において「外国語活動」の新設に伴い、時数を記入する枠を新設し、並び方については新学習指導要領の取扱いに合わせた順としました。「特別活動」欄については、記入する時数の内容を明確にするために文言の改正をします。

6ページをご覧ください。5の「年間計画に基づく恒常的行事のための休業日の変更」については、学校が記載しやすくするために、欄の内容を明確にするための改正です。7の「独自の教育活動」欄につきましては、「独自の教育活動の時間」で取り扱う内容を報告いただくものであるため、それを明確にするために整理をしました。

また、1番下の(注)については、各項目の記載順になるように改めました。さらに「4」の文章については、「外国語活動」が新設されたことに伴い、文言を整理して「各教科等」としました。

次に、7ページから12ページにかけては、指導要録についての改正です。第14号様式・第15号様式については、これまで(表)、(裏)、(継続紙)という取扱いがされておりましたが、現状の取扱いに合わせ、第1面、第2面、第3面と改正します。

次に13ページをご覧ください。第16号様式「出席簿」につきましては、指導要録に合わせた文言の整理のため改正します。

2ページにお戻りいただきまして、1番下の附則のところですが、この規則は平成23年4月1日から施行することで規定します。

以上で議案第8号「横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について」の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第8号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

## 日程第6 議案第9号 『体育会館条例施行規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(スポーツ課長)

議案第9号「体育会館条例施行規則中改正」について、ご説明申し上げます。改正点は4点ございます。1点目は、市営温水プールにて、団体がコースを



専用して使用する場合の人数を変更することについてです。この件については、市営温水プールを利用する団体からの要望及び市議会平成22年第4回定例会の教育経済常任委員会において委員から発言があったことを受け、施設利用の実態を確認した上で、市と指定管理者で検討を重ね、この度の改正に至ったものです。

議案資料3ページ目にある朱書きの資料で説明させていただきますので、そちらをご覧ください。(温水プールの専用使用の範囲)について、コースを専用利用する場合には、現行において、1コース専用では15人以上20人以下、2コース専用では21人以上40人以下、3コース専用では41人以上の場合に専用利用ができることとなっております。この規定は、平成元年に定めて以来、変更することなく現在に至っております。

しかしながら、昨今の市営温水プールの利用方法は多岐に渡っており、水泳のみならず、器具を使ったウォーキングやアクアビクス等、利用者一人あたりが必要とする面積が大きくなっております。現行の規定で定める人数では、一人あたりの利用面積が十分確保できず、利用者間の衝突等、安全面での問題も生じてきております。これに対応するため、1コース専用では10人以上、2コース専用では20人以上、3コース専用では30人以上と、コースあたりの利用者数を少なくします。

2点目は、障害がある方に対する、市営温水プールコース専用人数の特例措置です。障害がある方がコース専用利用をする際、規定に定める人数、例えば1コースあたり10人以上が集うことが困難な場合があります。これについて、特例として、規定に定める人数に満たない場合でも、コースを専用利用できる旨を追記します。

3点目は、朱書き資料4ページをご覧ください。利用料金制を用いている指定管理者管理施設において、使用料の規定を規則上に整備する目的のものです。第11条では使用料の減免について、第12条では使用料の還付について規定しておりますが、これまでは教育委員会が指定する手続きのみによって行っていた事務を指定管理者にも準用しようとするものです。この件に関しましては、体育会館条例施行規則に限らず市全体の規則について、総務部行政管理課の指示により記載するものです。

4点目は、指定管理者による管理とはせず、教育委員会管理にて運営する「佐島の丘温水プール」に関しての規定を追記するものでございます。

資料の2ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行します。

以上で、体育会館条例施行規則中改正議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第9号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

## 日程第7 議案第10号 『指定重要文化財の指定について』

委員長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第10号「指定重要文化財の指定について」は、今年度は3件の指定議案を提出するものでございます。

1ページの表にございますとおり、有形文化財の彫刻が2件、1件目が「木造 伝日栄上人坐像」2件目が「木造 伝日静上人坐像」で、いずれも衣笠栄町にございます宗教法人大明寺が所有するものでございます。3件目が有形文化財の歴史資料「会津藩士と家族の墓碑」6基で、走水の宗教法人圓照寺にございます。

2ページをご覧ください。今回の指定にあたりましては、去る1月28日、文化財専門審議会から指定すべき文化財であるとの答申をいただいております。

3ページをご覧ください。3ページは12月の教育委員会定例会でご報告した際の資料ですが、3の「会津藩士と家族の墓碑」につきまして、12月の定例会及び文化財専門審議会への諮問の段階では3カ所28基の諮問をいたしました。その後、所有者と指定に向けた協議を進めましたが、2カ所につきましては指定の同意が得られず、最終的に記載の1カ所となったものでございます。当課といたしましては、今後も2カ所の所有者に指定について、ご理解をいただけますよう進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

(森武委員長)

3件目の「会津藩士と家族の墓碑」のところ、3カ所のうち今回1カ所6基の答申を受けて指定されるということですが、他の2カ所について、今所有されている方のご理解が得られなかったという説明だったと思いますが、具体的にはどのようなお話になっているのでしょうか。

(生涯学習課長)

いずれも私どもの説得が下手だったということもあるのですが、文化財の指定を受けたことによって制約を受けるのではないかという思いを強くお持ちで

ございまして、実際は墓碑そのものを指定するので、お寺にあるのですがお寺の中で動かすということが出来るのですが、やはり今お寺の中にある墓地の管理をしていく上で少し制約を受けるのではないかという危惧をお持ちということと、2カ所のうち1カ所の方につきましては、大事に墓碑を護っていくことに重きを置いた場合に、重要文化財に指定されたことによって興味本位で観光の方がたくさん来られて、会津藩士に思い入れのある方が来られない状態になるということを危惧されておまして、静かに大事に自分の所で保存していきたいということでございます。

(森武委員長)

もし所有者の同意が得られた場合の今後の手続きの予定はどうなるのでしょうか。

(生涯学習課長)

同意が得られましたら、同意が得られた年度の文化財専門審議会に諮問いたしまして、答申をいただいて、指定をしていくということで、会津藩士の墓地につきましては、既に市所有の1カ所、今回は2カ所目ということで、その3カ所目、4カ所目と指定をしてまいりたいと考えております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第9号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(2)「公益法人制度改革への対応について」

(生涯学習課長)

報告事項(2)の資料をご覧ください。今回は財団法人横須賀市生涯学習財団及び財団法人横須賀市学校給食会の公益法人制度改革への対応について、ご報告申し上げます。

1の「制度改革の概要」でございしますが、本制度は民間非営利部門の活動の健全な発展を促進すること等を目的に、平成20年12月に施行されたものでございます。図に記載のとおり、従来の公益法人制度の下でございました社団法人・財団法人をその公益性の割合により、右側の新制度、一般法人・公益法人に分けるものでございます。

1 ページの下段の（2）をご覧ください。新たな公益法人に移行するものとしたしましては、平成 20 年の法施行以前に設立されている法人が対象でございます。教育委員会では今回の 2 つの財団法人が該当いたします。

2 ページをご覧ください。両法人とも①に記載のとおり平成 25 年 11 月末までに以降の申請を行い、②にあります認可或いは③にあります認定が必要となります。

（3）にあります『「一般財団法人」と「公益財団法人」の比較』でございますが、一般法人につきましては、概要に記載のとおり、可能な範囲の公益目的事業と併せて様々な事業を実施することが挙げられます。これに対して公益法人につきましては、主として公益目的事業を実施することのものでございまして、1 番下段の事業にありますように、公益目的事業比率 50%以上を維持することが必要でございます。代わりに、その上段の税制の優遇措置が公益法人にはございます。

3 ページをご覧ください。まず、生涯学習財団の本制度への対応につきましては、（1）のとおり、昨年 11 月開催の理事会におきまして、公益財団法人へ移行する方針が議決されまして、その認定を受ける手続きを進めることとなっております。

（2）の移行理由ですが、財団は市民の文化活動及び生涯学習活動を振興することで、その自己実現を支援し、市民生活の向上と新しい横須賀文化の創造に寄与することを設置目的としております。また、③に記載のとおり、財団の事業は、法に定める公益目的事業『「文化及び芸術の振興」と「教育」とを通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業』に該当するため、公益法人へ移行することといたしました。

（3）の移行スケジュールは、今後、議会報告を経て、9 月の理事会での新法人の定款の承認後、速やかに神奈川県への移行認定の申請を行い、平成 24 年 3 月に県知事の認定、4 月の新法人の発足を予定しております。

（学校保健課長）

続きまして、財団法人横須賀市学校給食会について、ご説明します。

資料の 4 ページをお開きください。方針といたしまして、平成 23 年 2 月 18 日開催の給食会において、公益財団法人に移行する方針について、議案を提出する予定であります。議決後は、方針に基づき、公益財団法人の認定を受けるための手続きを進めることとなります。

公益財団法人への移行理由ですが、給食会は市立学校の給食事業の充実発展とその運営の円滑適性を図ることを目的としています。給食会の事業は、公益認定の基本となる公益目的事業の「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健

全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当するため、公益財団法人へ移行する方針とするものであります。

給食会の移行スケジュールは、本日の午後で開催する理事会において、方針を決定する予定であります。この後、6月の理事会で新法人の定款案等を承認いただき、10月には神奈川県に対して移行認定申請を行い、知事の認定、平成24年10月に新法人の発足を予定しております。

参考といたしまして、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の抜粋を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、「公益法人制度改革への対応について」の報告を終わります。

(森武委員長)

生涯学習財団と学校給食会のスケジュールを見ますと、県知事への移行認定申請が1カ月違いなのですが、認定予定が半年程ずれて、発足が結果的に半年ずれる予定で計画されていますが、これはそれぞれ事情等あるのでしょうか。

(生涯学習課長)

生涯学習財団につきましては、事業の開始が市民大学等で4月ですので、できれば年度の切り替えの時点で発足したいと考えております。

(学校保健課長)

学校給食会につきましては、公益法人への申請がこれから多くなるであろうということで時間に余裕を持っています。

(三浦委員)

学校給食会ですが、公益目的事業の「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」というのは、給食によって児童生徒の生活を安定するとか心身の健やかな発達を支援するとかそういう意味なののでしょうか。

(学校保健課長)

給食を通じて、食育ですとか言われておりますので、そういった観点から「人間性を涵養する」と考えております。

報告事項(3)「大津行政センター等の建設にかかる婦人会館の廃止について」

(生涯学習課長)

報告事項(3)「大津行政センター等の建設にかかる婦人会館の廃止について」、ご説明いたします。

資料の1の建設予定地でございますが、左の赤で囲った現在の行政センターの道路を挟んだ反対側の青で囲った位置に新たな行政センターを建設する予定でございます。この新たな行政センターの建設にあたりまして、その建設資金を賄うため、図の下にありますように、現大津行政センターの用地、婦人会館及び建設残地等を売却予定でございます。

2のスケジュールでございますが、表に記載のとおり、平成23年度の地元説明等を経まして、平成26年度途中から着工いたしまして、平成27年度に移転、開館する予定でございます。

なお、婦人会館につきましては、表の下に記載のとおり、平成27年度に大津行政センターが開館され、機能が新施設に移転された時点で廃止をしたいと考えております。

以上でございます。

(森武委員長)

婦人会館は条例で設置が規定されていると思いますが、今後、大津行政センターに機能を移転すると書かれていますが、その中の一部を婦人会館として造るのか、公民館を市民部に委任していますが同様に機能を移転して婦人会館そのものを廃止してしまうのか、ご計画が現時点で決まっていれば教えていただきたいのですが。

(生涯学習課長)

委員長が仰った後者の方でございますが、婦人会館という施設自体を廃止して、コミュニティセンターに機能だけを移す予定でおります。

報告事項(4)「PEN食器の試行におけるアンケート調査結果について」

(学校保健課長)

「PEN食器の試行におけるアンケート調査結果について」ご報告いたします。

給食食器につきましては、これまで、アルマイト製の皿と強化磁器製カップの2種類を使用してきました。アルマイト製は金属のため温かみがなく、磁器製は重さや破損しやすいなどの問題があったため、保護者や学校給食関係者で構成する学校給食検討委員会において、学校給食用にふさわしい食器を検討し

ていただきました。

その結果、平成 21 年 12 月 15 日に、検討委員会から「給食食器の改善等について」の報告を受けました。平成 22 年 9 月から、小学校 2 校で PEN 食器（樹脂製のポリエチレンナフタレート製の皿とカップ）の試行を始めました。この 2 校の児童、教職員、給食調理員を対象に 3 カ月経過した 12 月にアンケートを実施しました。

恐れ入りますが、裏面をお開きください。アンケートの集計を表にしたものです。アンケートの対象者は、3 年生と 5 年生の児童 251 名、教職員 34 名、給食調理員 6 名の合計 291 名です。児童は、「給食を配りやすい。食べやすい。かたづけやすい。これからも使いたいのは割れないから新しい食器」と答える割合が多くなっています。教職員は、「配膳時・給食時・片づけ時に扱いやすい。総合評価はよい」と言う人が多くなっています。給食調理員の集計では、どちらでもないが多数を占めています。意見として割れる心配がないので扱いやすいが、籠の収納に工夫が必要と答えています。

アンケートの結果は概ね好評ですが、作業面については工夫すれば解決できるのかどうか、今後も現場の声を聞いてまいります。

以上で、報告を終わります。

(三浦委員)

収納しにくい理由はどういうものでしょうか。

(学校保健課長)

収納しにくいというのは、籠が今までと同じものを使用していることと、アルマイト製のものよりも直径 1 cm 小さく、深さはあることで、今までと同じ収納方法で横に積んでいきますと入りにくいということです。学校で工夫して縦に収納するようにして対応しています。

報告事項（5）「平成 22 年度横須賀市スポーツ栄光章授与式について」

(スポーツ課長)

スポーツ課から 2 月 12 日（土）に開催しました、平成 22 年度横須賀市スポーツ栄光章授与式の報告をさせていただきます。

スポーツ栄光章は、市内に在住、在勤、在学の方で、国際大会等に出場し顕著な成績を収めたチーム及び個人を対象に、それぞれの活躍が本市スポーツ活動の発展に寄与し、活気あふれる市民生活の実現や青少年等の意欲の向上につ

ながることの功績を称えるために授与するものであります。今年は、1月18日（火）に開催しました選考委員会で選考された、団体8チーム、個人66名の方が受章されました。

授与式は、2月12日にヨコスカ・ベイサイド・ポケットにおいて、午前10時から行いました。出席された受章者の方全員に、市長から表彰状、教育長からメダルを受けていただきました。また、ご来賓として市議会議長、副議長、体育協会会長、教育委員の皆様、また国会議員、県議員のほか多くの皆様にご参列いただきました。さらに、受章者ご本人のほか、チームの関係者、ご家族の方等にも多数お越しいただき、会場内、約300名の方々の中で授与式は30分ほどで終了いたしました。

授与式終了後には、記念演武を併せて行いました。横須賀市体育協会に加盟する横須賀剣道連盟、横須賀銃剣道協会、横須賀市太極拳協会の3団体の皆様に日頃の修練の成果を存分に発揮して演武していただき、盛況のうちに式典を終了することができました。

以上で平成22年度スポーツ栄光章授与式の報告とさせていただきます。

（質問なし）

#### 報告事項（6）「全国中学校スキー大会の結果について」

（スポーツ課長）

次に、全国中学校スキー大会の出場選手の結果報告をさせていただきます。

資料にお示ししましたとおり、本市から市立不入斗中学校3年の杉本 泰輔選手が、神奈川県代表として、第48回全国中学校スキー大会に出場しました。

「男子回転」では惜しくも途中棄権となりましたが、「男子大回転」では、出場選手182名中88位に入りました。因みに、男子回転の出場選手数は、183名とのことです。

なお、資料にも参考として記載しましたが、杉本選手は、本大会の県予選会において、「男子回転」で出場37名中、見事優勝を果たし、「男子大回転」でも出場32名中、準優勝となり、去る1月28日、市長、教育長に、全国大会出場決定の報告に訪れましたことを申し添えさせていただきます。

以上で、全国中学校スキー大会の報告とさせていただきます。

（質問なし）



(理事者報告なし)

(委員質問なし)

議案第7号は、今後市長が議会に提案する議案のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成23年2月18日(金) 午前11時45分

横須賀市教育委員会

委員長 森 武 洋